

議案第 8 号

勝山市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、勝山市道路線を下記のとおり変更するため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定によって、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	旧新別	起 点	終 点	延長 m	幅員 m
1	市道 10-67 号線	旧	勝山市遅羽町北山 14 字 11 番地先	勝山市遅羽町北山 19 字 1 番 5 地先	222.0	9.0
		新	変更なし	勝山市遅羽町北山 4 字 41 番 3 地先	40.2	9.0

令和元年 5 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

一般交通の用に供する必要がなくなったため、この案を提出する。

